（証券コード　7615）
平成28年６月８日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋大伝馬町14番１号
京都きもの友禅 株式会社
代表取締役社長　服　部　雅　親

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区一ツ橋２丁目１番１号
　　如水会館　３階「松風の間」
３．目的事項
報 告 事 項
1.　第45期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.　第45期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
◎添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（http://www.kyotokimonoyuzen.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

第 45 期 事 業 報 告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続きました。一方、中国や新興国経済の景気減速懸念に加え、年明けから円高・株安が進むなど、先行きは不透明な状況にあります。

また、呉服業界におきましては、環境は引き続き厳しい状況にあるものと考えられます。

このような環境の中、当社グループでは商品構成や販促施策の改善を図るとともに、全社的なコスト削減に向けた取り組みを強化してまいりました。当社グループにおける各事業部門別の状況は次のとおりであります。

〔和装関連事業〕

「振袖」販売については、来店者数の減少を主要因として、受注高は前年同期比16.4％減となりました。また、既存顧客を対象とした「一般呉服等」の受注高については堅調に推移し、前年同期比1.0％増となりました。

以上により、和装関連事業の受注高は12,103百万円（前年同期比6.8％減）となりました。また売上高においては、11,823百万円（前年同期比10.0％減）となりました。利益面においては、粗利益率は前年同期と比べ0.8ポイント改善し63.5％となりました。また、販売費及び一般管理費については、費用対効果を意識した上で経費の削減に努めてきたものの、対売上高比では前年同期に比べ3.5ポイント上回る比率となりました。この結果、和装関連事業の営業損失は184百万円となりました。

〔金融サービス事業〕

金融サービス事業については、売上高は前年同期比10.2％減の589百万円、営業利益は前年同期比11.6％減の424百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高においては前年同期比10.0％減の12,413百万円、営業利益は62.3％減の240百万円、経常利益は50.0％減の359百万円となりました。また、特別損失として店舗の減損損失を1,043百万円計上しており、親会社株主に帰属する当期純損失は783百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は62百万円で、その主なものは当社の店舗移転出店に伴う内部造作等設備であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と総額8,500百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は600百万円であります。

(4) 対処すべき課題

〔振袖販売について〕

当社グループは、呉服販売の中でも特に「振袖」販売及びレンタルに特化しております。今後は振袖販売における集客数の回復および利益率の改善のため、各エリアの集客状況を詳細に分析し、各店舗に適したＤＭの発送回数、発送時期を再検討し、広告宣伝費の費用対効果を高めてまいります。また、ＤＭの効率化を通じて削減した経費を、他の広告媒体に置き換えることで、より効果的なメディアミックスの確立を図り、当社の認知度および企業イメージの向上に繋げることで、集客数の回復を目指してまいります。

既存顧客および取引美容室・写真館等からのご紹介による受注についても促進し、受注高の増加を図ってまいります。

また、商品ラインアップ、サービス特典のあり方についても更なる改善を図り、成約率や平均単価の向上にも努めてまいります。

〔一般呉服販売について〕

当社グループは、「振袖」販売から繋がった既存顧客に対して、「一般呉服」販売を行っておりますが、魅力ある商品・催事の拡充を継続的に行い、既存顧客全体の更なる活性化を図ってまいります。各催事の費用対効果を細かく検証し、経費の見直し・削減を通じた収益性の向上にも努めてまいります。

また、友の会への入会率向上にも取り組み、一般呉服の受注増加へ繋げてまいります。

〔人材の確保・育成について〕

振袖・一般呉服販売ともに、高度な販売ノウハウ・接客技術・商品知識が必要となりますので、営業部門の組織を見直し、販売体制の強化を図ってまいります。また、社員の教育および研修の内容を充実化し、成約率・平均単価等の改善に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 42 期 平成25年３月期	第 43 期 平成26年３月期	第 44 期 平成27年３月期	第 45 期 (当連結会計年度) 平成28年３月期
売上高(千円)	16,688,791	16,471,351	13,792,650	12,413,335
経常利益(千円)	2,672,407	2,106,138	719,508	359,629
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	561,493	1,239,924	414,119	△783,135
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	38.34	84.67	33.90	△65.57
総資産(千円)	19,166,460	19,826,322	17,731,292	15,539,027
純資産(千円)	11,107,948	11,724,349	8,869,239	7,532,322
１株当たり純資産(円)	758.48	800.60	742.64	630.70

(注) 1. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 売上高は消費税等を抜いて表示しております。
4. 第45期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 42 期 平成25年３月期	第 43 期 平成26年３月期	第 44 期 平成27年３月期	第 45 期 (当期) 平成28年３月期
売上高(千円)	16,751,927	16,542,942	13,852,908	12,482,716
経常利益(千円)	2,627,497	2,061,481	681,783	304,375
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	534,203	1,212,937	390,301	△818,842
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	36.48	82.82	31.95	△68.56
総資産(千円)	15,119,733	15,697,968	13,448,543	11,234,404
純資産(千円)	10,662,903	11,252,459	8,373,697	6,998,159
１株当たり純資産(円)	728.09	768.37	701.14	585.98

(注) 1. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 売上高は消費税等を抜いて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社京都きもの友禅友の会	100,000千円	100.0%	呉服販売取次

(7) 主要な事業内容

当企業集団は、当社、連結子会社株式会社京都きもの友禅友の会により構成されており、和装関連事業を主たる事業としております。

（当　社）

・京都きもの友禅株式会社

当社は、振袖等を中心とした呉服販売を主とし、それに関連する宝飾品等の販売及び呉服等のレンタルを行い、全国チェーン展開による小売業を営んでおります。また、当社の顧客等に対して販売代金等の割賦販売業務を行っております。

（連結子会社）

・株式会社京都きもの友禅友の会

割賦販売法に基づき会員積立業務を営む前払式特定取引業者であり、入会会員には毎月一定額を積み立てて頂く「お買物カード」を発行し、積立金利用の際には積立金額にボーナス分をプラスすることによって、当社の販売促進の助成（呉服販売の取次ぎ－割賦販売法第２条第５項）を行っております。

区　　分	主　要　な　事　業
和 装 関 連 事 業	呉服を主とし、それに関連する宝飾品等の販売
金融サービス事業	割賦販売業務

(8) 主要な営業所等

① 当 社 本 社　東京都中央区日本橋大伝馬町14番１号

② 店　　舗

地　方　別	店舗数	都　　道　　府　　県　　別
北　　海　　道	1	北海道１店
東　　北	3	宮城県１店、福島県１店、岩手県１店
関　　東	23	群馬県１店、栃木県１店、茨城県１店、埼玉県４店、千葉県４店、東京都８店、神奈川県４店
中　　部	11	新潟県１店、富山県１店、石川県１店、静岡県３店、愛知県２店、三重県１店、岐阜県１店、長野県１店
近　　畿	5	京都府１店、大阪府２店、兵庫県２店
中　　国	2	岡山県１店、広島県１店
四　　国	2	香川県１店、愛媛県１店
九　　州	6	福岡県３店、熊本県１店、鹿児島県１店、長崎県１店
合　　計	53	

(9) 従業員の状況

区　　分	従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
男　　子	118名	(＋) 3　名	37.67歳	10.8年
女　　子	575	(－) 3	42.42	7.4
合　　計 又は平均	693	(±) 0	41.61	8.0

(注)　上記には従業員兼務取締役４名、定時社員７名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	300,000千円
株式会社三井住友銀行	300,000

２．会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数**　　普通株式　72,612,000株

(2) **発行済株式の総数**　　15,498,200株
（自己株式　3,555,464株）

(3) **株主数**　　10,930名

（注） 株主数には、単元未満株主数を含んでおります。

(4) **上位10名の株主（自己株式を除く）**

株主名	持株数	持株比率
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロー プライスド ストック ファンド	971,000株	8.1%
河端雄樹	494,400株	4.1%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	393,700株	3.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	293,200株	2.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	242,300株	2.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	168,900株	1.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	141,000株	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口６）	138,100株	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	138,100株	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口３）	135,800株	1.1%

（注） 持株比率は自己株式（3,555,464株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する状況

(1) **当事業年度末日における新株予約権の状況**
該当事項はありません。

(2) **当事業年度中に交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	服　部　雅　親	管理本部長 ㈱京都きもの友禅友の会代表取締役社長
取　締　役	田　中　健　吉	顧客相談室長 ㈱京都きもの友禅友の会取締役
取　締　役	桑　田　健　作	営業本部長兼営業三部長兼営業四部長 ㈱京都きもの友禅友の会取締役
取　締　役	橋　本　和　之	営業副本部長兼営業一部長兼営業二部長
取　締　役	三　上　明　子	販売担当部長
取　締　役	石 久 保 善 之	公認会計士 ㈱シーアールイー社外取締役 オーデリック㈱社外監査役 ㈱インタースペース社外監査役
取　締　役	三　原　崇　功	弁護士 ㈱京都きもの友禅友の会監査役 ㈱インタースペース社外取締役
常勤監査役	高　村　菊　男	
監　査　役	青　山　博　務	
監　査　役	南 久 松 宏 光	公認会計士・税理士
監　査　役	岩 片 古 志 郎	税理士

（注）1. 平成27年６月24日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって取締役　高村菊男氏及び甲斐千恵子氏は、退任いたしました。
2. 平成27年６月24日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって監査役　三原崇功氏は、退任いたしました。
3. 平成27年６月24日開催の第44期定時株主総会において、取締役　服部雅親氏、田中健吉氏、桑田健作氏、橋本和之氏、三上明子氏及び石久保善之氏の改選を行い、同日就任いたしました。
4. 平成27年６月24日開催の第44期定時株主総会において、三原崇功氏は取締役に選任され、同日就任いたしました。
5. 平成27年６月24日開催の第44期定時株主総会において、高村菊男氏は監査役に選任され、同日就任いたしました。
6. 取締役　石久保善之氏及び三原崇功氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役　青山博務氏及び岩片古志郎氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
8. 取締役　石久保善之氏及び三原崇功氏ならびに監査役　青山博務氏及び岩片古志郎氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

9. 監査役　南久松宏光氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 監査役　岩片古志郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	取締役（社外取締役を除く）		社外取締役		監査役（社外監査役を除く）		社外監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	7名	42,600千円	2名	3,810千円	2名	6,420千円	3名	5,490千円	14名	58,320千円
計	／	42,600千円	／	3,810千円	／	6,420千円	／	5,490千円	／	58,320千円

（注）1. 平成５年７月15日定時株主総会の決議による取締役への報酬限度年額は250,000千円であります。
2. 平成８年６月27日定時株主総会の決議による監査役への報酬限度年額は40,000千円であります。
3. 上記支給額の他、従業員兼務取締役の従業員給与相当額（賞与を含む。）35,620千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役石久保善之氏は、㈱シーアールイーの社外取締役、オーデリック㈱の社外監査役及び㈱インタースペースの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役三原崇功氏は、当社の子会社である㈱京都きもの友禅友の会の監査役を兼任しております。また、㈱インタースペースの社外取締役でありますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役　石久保善之

当事業年度中の在任期間に開催した16回の取締役会のうち16回に出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役　三原崇功

当事業年度中の在任期間に開催した13回の取締役会のうち12回に出席し、弁護士としての専門的な知識・経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役　青山博務

当事業年度中の在任期間に開催した16回の取締役会のうち16回に出席し、また、当事業年度中の在任期間に開催した12回の監査役会のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役　岩片古志郎

当事業年度中の在任期間に開催した16回の取締役会のうち16回に出席し、また、当事業年度中の在任期間に開催した12回の監査役会のうち12回に出席し、税理士としての専門的な知識・経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役である石久保善之氏及び三原崇功氏との間で、責任限定契約を締結しており、その契約内容は次のとおりであります。

社外取締役として任務を怠ったことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第427条第１項及び同法第425条第１項により定められる金額を上限として、その責任を負います。

当社は社外監査役である青山博務氏及び岩片古志郎氏との間で、責任限定契約を締結しており、その契約内容は次のとおりであります。

社外監査役として任務を怠ったことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第427条第１項及び同法第425条第１項により定められる金額を上限として、その責任を負います。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	25,000千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	25,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画や監査の実施状況等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価しております。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における構成員の業務計画・経過報告・業務報告等はすべてその資料とともに議事録として保管しております。

② 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

経営の政策決定に伴う将来的な損失の発生については、政策決定の前段階にて想定できる事項は考慮した上で意思決定を行うこととしております。

社内外で発生する緊急事態に対しては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めることとし、損害を未然に防止し、または、最小限にとどめられるよう対処してまいります。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は原則として毎月１回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

④ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営意思決定機関として取締役会を月１回以上開催し、各取締役より計画提案、執行報告等の業務報告を受けて、その内容を審議・確認・統制し、その検討資料とともに議事録を作成して保管しております。

法令・定款への適合が判断しにくい場合には、顧問弁護士、顧問税理士、監査法人等に事前に相談し、適正な判断や意思決定を確保しております。

⑤　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務執行については、毎月開催の取締役会にて経過報告、財務報告等を行い、業務執行の状況を把握できる体制を構築し、子会社に対し必要な指示、助言、指導を行い、業務の適正を確保しております。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役の協議により決定することとしております。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とすることとしております。

⑧　監査役への報告体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告することとしております。

監査役は、監査役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。

また、監査役は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図っております。

⑵　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第４項第６号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

②　リスク管理に関する取り組み

法的規制等のリスクについては、総務部が主体となって管理しており、必要に応じて顧問弁護士等のアドバイスを受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行っております。

損失の危機の管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を

社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの審議を行っております。

また、社内に「個人情報保護推進委員会」を設置し、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組みを行っております。さらに、「個人情報保護コンプライアンス・プログラム」を策定、実施し、継続的に改善してまいります。

③　内部監査に関する取り組み

当社の内部監査部門による当社内各部門及び子会社への内部監査を実施いたしました。

④　監査役への情報提供への取り組み

当社の内部監査部門の担当者は、毎月開催されている監査役会に出席し、内部監査年度計画に沿って実施した監査結果、日次監査事項での問題点、及び臨店状況等を報告しております。

また、当社では代表取締役と監査役との情報共有、意見交換を目的とした会議を定期的に開催しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

（本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。）

第45期連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,116,249**	**流動負債**	**7,863,831**
現金及び預金	2,696,971	買掛金	218,303
売掛金	11,166	短期借入金	600,000
割賦売掛金	5,540,986	未払法人税等	94,504
有価証券	1,920,991	前受金	1,409,587
商品及び製品	1,604,074	預り金	3,787,363
原材料及び貯蔵品	26,442	賞与引当金	214,500
繰延税金資産	149,126	販売促進引当金	75,330
その他	166,490	割賦未実現利益	816,769
固定資産	**3,422,778**	資産除去債務	89,859
有形固定資産	**844,136**	その他	557,614
建物	310,873	**固定負債**	**142,874**
土地	518,407	長期未払金	6,540
その他	14,856	資産除去債務	135,173
無形固定資産	**30,934**	繰延税金負債	1,160
投資その他の資産	**2,547,706**	**負債合計**	**8,006,705**
投資有価証券	1,742,072	**純資産の部**	
繰延税金資産	65,012	**株主資本**	**7,525,424**
敷金及び保証金	735,320	資本金	1,215,949
その他	5,640	資本剰余金	1,708,256
貸倒引当金	△340	利益剰余金	7,936,684
		自己株式	△3,335,465
		その他の包括利益累計額	**6,897**
		その他有価証券評価差額金	6,897
		純資産合計	**7,532,322**
資産合計	**15,539,027**	**負債・純資産合計**	**15,539,027**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第45期連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		12,413,335
売上原価		4,495,223
売上総利益		**7,918,112**
販売費及び一般管理費		7,677,638
営業利益		**240,473**
営業外収益		
受取利息	1,903	
受取配当金	3,831	
信販取次手数料	96,005	
雑収入	23,293	125,033
営業外費用		
支払利息	3,313	
雑損失	2,563	5,877
経常利益		**359,629**
特別利益		
投資有価証券売却益	86,295	
その他	415	86,710
特別損失		
固定資産除却損	3,146	
減損損失	1,043,017	
その他	1,350	1,047,513
税金等調整前当期純損失		**△601,173**
法人税、住民税及び事業税	162,155	
法人税等調整額	19,806	181,961
当期純損失		**△783,135**
親会社株主に帰属する当期純損失		**△783,135**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第45期連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成27年４月１日残高	1,215,949	1,708,256	9,221,421	△3,335,274	8,810,352	58,887	8,869,239
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	―	―	△501,601	―	△501,601	―	△501,601
親会社株主に帰属する当期純損失	―	―	△783,135	―	△783,135	―	△783,135
自己株式の取得	―	―	―	△191	△191	―	△191
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	―	―	―	―	―	△51,989	△51,989
連結会計年度中の変動額合計	―	―	△1,284,736	△191	△1,284,927	△51,989	△1,336,917
平成28年３月31日残高	1,215,949	1,708,256	7,936,684	△3,335,465	7,525,424	6,897	7,532,322

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商　　品…個別法（ただし、一部の裏地等については移動平均法(月別)）

貯　蔵　品…最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く）については定額法）

② 無形固定資産…自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

販売促進引当金…売上に係る特典の利用に備えるため、当連結会計年度末において、将来特典が利用されることに伴って発生すると見込まれる費用の額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

割賦販売業務に係る会員手数料の計上基準は期日到来基準とし、７・８分法を採用しております。

（注） ７・８分法……手数料総額を分割回数の合計額で除し、等差級数順に按分する方法

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　　株式会社京都きもの友禅友の会

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　1,124,454千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

	場所	用途	種類
東京本館　他２店	東京都中央区　他２店	処分予定資産	建物等及び土地
千葉店　他17店	千葉県千葉市　他17店	店舗	建物等

(2)減損損失を認識するに至った経緯

処分予定資産のうち東京本館については、平成28年４月22日開催の取締役会において売却及び移転することを、他２店舗についても移転することを決議しておりますので、処分が見込まれる店舗建物等資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

それ以外の18店舗については収益性の低下が認められるため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(3)減損損失の金額

	建物	その他	土地	合計
処分予定資産 （東京本館他２店）	20,883千円	16千円	929,101千円	950,001千円
北海道地区１店	767	17	―	784
東北地区　１店	5,722	0	―	5,722
関東地区　５店	27,516	17	―	27,534
中部地区　５店	31,836	28	―	31,864
近畿地区　２店	11,158	17	―	11,175
中国地区　２店	9,376	0	―	9,376
四国地区　１店	5,378	0	―	5,378
九州地区　１店	1,179	0	―	1,179
計	113,818	97	929,101	1,043,017

(4)資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。

(5)回収可能価額の算定方法

処分予定資産である東京本館の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額等により評価しております。それ以外の店舗の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能額はゼロとして評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式　　15,498,200株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月24日 定時株主総会	普通株式	358,287	30	平成27年３月31日	平成27年６月25日
平成27年10月23日 取締役会	普通株式	143,313	12	平成27年９月30日	平成27年12月１日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	358,282	30	平成28年３月31日	平成28年６月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に預金、国債及び公社債投信を用いており、また、資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び割賦売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、信販会社によるショッピングクレジットを利用することにより、信用リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主としてリスクの低いＭＭＦ、国債及び公社債投信であり、国債には㈱京都きもの友禅友の会における割賦販売法に基づく供託のために保有しているものが含まれております。

敷金及び保証金は、賃貸借店舗の差入敷金であり、移転・退店時の敷金回収については貸主の信用リスクに晒されていますが、貸主毎の格付信用情報等を適時確認することにより信用リスクを把握することとしております。

営業債務である買掛金は、全て１ヶ月以内の支払期日です。

短期借入金の使途は、主に運転資金であり、返済期日は３ヶ月後となっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。((注2)参照)

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上（※）	時価（※）	差額
(1)現金及び預金	2,696,971	2,696,971	―
(2)売掛金	11,166	11,166	―
(3)割賦売掛金	5,540,986		
割賦未実現利益	(816,769)		
差引	4,724,216	4,218,119	△506,097
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,661,821	3,661,821	―
(5)敷金及び保証金	735,320	727,893	△7,427
(6)買掛金	(218,303)	(218,303)	―
(7)短期借入金	(600,000)	(600,000)	―

（※）負債に計上されているものは（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3)割賦売掛金

決済までの期間、及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会発表の売買参考統計値における指標によっており、投資信託は投資信託協会発表の基準価額によっております。また、MMFは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	①株式	105,294	99,820	5,473
	②債券 国債・地方債等	2,106,610	2,102,216	4,393
	③その他	230,076	230,000	76
	小計	2,441,980	2,432,036	9,943
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	①株式	―	―	―
	②債券 国債･地方債等	―	―	―
	③その他	1,219,841	1,219,841	―
	小計	1,219,841	1,219,841	―
合計		3,661,821	3,651,877	9,943

(5)敷金及び保証金

預託先毎に返還までの期間、及び格付会社の信用格付等に基づく信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(6)買掛金、及び(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,242千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	2,696,971	―
売掛金	11,166	―
割賦売掛金	2,489,330	3,051,655
有価証券及び投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの（国債）	700,000	1,400,000
合計	5,897,468	4,451,655

（注4）その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
短期借入金	600,000	―
合計	600,000	―

7. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	630.70円
１株当たり当期純損失金額（△）	△65.57円

１株当たり純資産額の算定上の基礎

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	7,532,322千円
普通株式に係る純資産額	7,532,322千円
普通株式の発行済株式数	15,498,200株
普通株式の自己株式数	3,555,464株
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	11,942,736株

１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△783,135千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△783,135千円
普通株式の期中平均株式数	11,942,781株

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第45期貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,213,372**	**流動負債**	**4,094,531**
現金及び預金	1,713,184	買掛金	218,303
売掛金	11,166	短期借入金	600,000
割賦売掛金	5,540,986	未払法人税等	80,300
商品及び製品	1,604,074	未払金	421,202
原材料及び貯蔵品	24,573	未払費用	110,520
前払費用	159,939	未払消費税等	24,237
繰延税金資産	148,230	前受金	1,409,587
その他	11,217	預り金	33,920
固定資産	**2,021,032**	賞与引当金	214,500
有形固定資産	**844,136**	販売促進引当金	75,330
建物	310,873	割賦未実現利益	816,769
車両運搬具	0	資産除去債務	89,859
工具器具及び備品	14,856	**固定負債**	**141,713**
土地	518,407	長期未払金	6,540
無形固定資産	**30,934**	資産除去債務	135,173
ソフトウェア	30,934	**負債合計**	**4,236,244**
投資その他の資産	**1,145,960**	**純資産の部**	
投資有価証券	106,536	**株主資本**	**6,994,361**
関係会社株式	236,640	**資本金**	**1,215,949**
長期前払費用	1,955	**資本剰余金**	**1,547,963**
敷金及び保証金	735,320	資本準備金	1,547,963
繰延税金資産	65,012	**利益剰余金**	**7,565,914**
その他	835	利益準備金	275,125
貸倒引当金	△340	その他利益剰余金	7,290,789
		別途積立金	3,000,000
		繰越利益剰余金	4,290,789
		自己株式	**△3,335,465**
		評価・換算差額等	**3,797**
		その他有価証券評価差額金	**3,797**
		純資産合計	**6,998,159**
資産合計	**11,234,404**	**負債・純資産合計**	**11,234,404**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第45期損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		12,482,716
売上原価		4,495,223
売上総利益		**7,987,493**
販売費及び一般管理費		7,820,821
営業利益		**166,672**
営業外収益		
受取利息	340	
受取配当金	3,831	
受取事務代行手数料	20,105	
信販取次手数料	96,005	
雑収入	23,293	143,575
営業外費用		
支払利息	3,313	
雑損失	2,558	5,872
経常利益		**304,375**
特別利益		
投資有価証券売却益	86,295	
その他	415	86,710
特別損失		
固定資産除却損	3,146	
減損損失	1,043,017	
その他	1,350	1,047,513
税引前当期純損失		**△656,427**
法人税、住民税及び事業税	141,928	
法人税等調整額	20,486	162,414
当期純損失		**△818,842**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第45期株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成27年４月１日残高	1,215,949	1,547,963	1,547,963
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	―	―	―
当期純損失	―	―	―
自己株式の取得	―	―	―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	―	―
平成28年３月31日残高	1,215,949	1,547,963	1,547,963

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
平成27年４月１日残高	275,125	3,000,000	5,611,232	8,886,357
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	―	―	△501,601	△501,601
当期純損失	―	―	△818,842	△818,842
自己株式の取得	―	―	―	―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	―	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	―	△1,320,443	△1,320,443
平成28年３月31日残高	275,125	3,000,000	4,290,789	7,565,914

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成27年4月1日残高	△3,335,274	8,314,996	58,700	8,373,697
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	―	△501,601	―	△501,601
当期純損失	―	△818,842	―	△818,842
自己株式の取得	△191	△191	―	△191
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	―	―	△54,902	△54,902
事業年度中の変動額合計	△191	△1,320,634	△54,902	△1,375,537
平成28年3月31日残高	△3,335,465	6,994,361	3,797	6,998,159

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子 会 社 株 式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの …期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商　　品…個別法（ただし、一部の裏地等については移動平均法(月別)）

貯　　蔵　　品…最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産…定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く）については定額法）

② 無 形 固 定 資 産…自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金…従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

販売促進引当金…売上に係る特典の利用に備えるため、当事業年度末において、将来特典が利用されることに伴って発生すると見込まれる費用の額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

割賦販売業務に係る会員手数料の収益計上基準は期日到来基準とし、７・８分法を採用しております。

(注) ７・８分法……手数料総額を分割回数の合計額で除し、等差級数順に按分する方法

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　1,124,454千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権　5,412千円

金銭債務　5,659千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高　営業費用　176,454千円

営業取引以外の取引高　20,105千円

(2) 減損損失

①減損損失を認識した資産グループの概要

	場所	用途	種類
東京本館　他２店	東京都中央区　他２店	処分予定資産	建物等及び土地
千葉店　他17店	千葉県千葉市　他17店	店舗	建物等

②減損損失を認識するに至った経緯

処分予定資産のうち東京本館については、平成28年４月22日開催の取締役会において売却及び移転することを、他２店舗についても移転することを決議しておりますので、処分が見込まれる店舗建物等資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

それ以外の18店舗については収益性の低下が認められるため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

③減損損失の金額

	建物	その他	土地	合計
処分予定資産（東京本館他２店）	20,883千円	16千円	929,101千円	950,001千円
北海道地区１店	767	17	―	784
東北地区　１店	5,722	0	―	5,722
関東地区　５店	27,516	17	―	27,534
中部地区　５店	31,836	28	―	31,864
近畿地区　２店	11,158	17	―	11,175
中国地区　２店	9,376	0	―	9,376
四国地区　１店	5,378	0	―	5,378
九州地区　１店	1,179	0	―	1,179
計	113,818	97	929,101	1,043,017

④資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。

⑤回収可能価額の算定方法

処分予定資産である東京本館の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額等により評価しております。それ以外の店舗の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能額はゼロとして評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

普通株式　　3,555,464株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
未払事業税	7,121千円
賞与引当金	66,194千円
減損損失	650,600千円
販売促進引当金	23,246千円
資産除去債務	58,311千円
その他	36,842千円
繰延税金資産小計	842,318千円
評価性引当額	△627,399千円
繰延税金資産合計	214,918千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,676千円
繰延税金負債合計	△1,676千円
繰延税金資産の純額	213,242千円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.30%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.86%、平成30年４月１日以降のものは30.62%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 京都きもの友禅友の会	所有 直接100%	当社の販売促進の助成 （呉服販売の取次ぎ）	受取事務 代行手数料	20,105	未収入金	1,697

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

業務費については友の会会員勧誘に係る見積もり費用に基づき決定しております。

7. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	585.98円
１株当たり当期純損失（△）	△68.56円

１株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額	6,998,159千円
普通株式に係る純資産額	6,998,159千円
普通株式の発行済株式数	15,498,200株
普通株式の自己株式数	3,555,464株
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	11,942,736株

１株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純損失（△）	△818,842千円
普通株式に係る当期純損失（△）	△818,842千円
普通株式の期中平均株式数	11,942,781株

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

京都きもの友禅株式会社
取　締　役　会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　日　高　真　理　子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　有　　川　　勉　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、京都きもの友禅株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京都きもの友禅株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

京都きもの友禅株式会社
取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　日　高　真　理　子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　有　　川　　勉　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、京都きもの友禅株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

京都きもの友禅株式会社　監査役会

常勤監査役	高　村　菊　男	㊞
監　査　役	青　山　博　務	㊞
監　査　役	南久松　宏　光	㊞
監　査　役	岩　片　古志郎	㊞

（注）監査役青山博務及び岩片古志郎は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営の効率化により収益の向上を図り、その結果としての利益配分に関しては、将来の資金需要を勘案しながら、株主還元として安定的・継続的な配当を行うことを重視しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の経営環境及び事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金30円　総額358,282,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、新任取締役１名を含め取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	服部　雅親（はっとり　まさちか） （昭和34年11月29日生）	昭和57年４月　かざん株式会社入社 平成２年９月　有限会社西日本和裁（現株式会社プルミエール）入社 平成７年12月　当社入社 平成15年６月　営業三部長就任 平成17年６月　取締役営業三部長就任 平成19年５月　株式会社京都きもの友禅友の会取締役就任 平成19年６月　当社専務取締役営業本部長就任 平成22年６月　代表取締役専務営業本部長就任 平成23年５月　株式会社京都きもの友禅友の会代表取締役社長就任（現任） 平成23年６月　当社代表取締役社長兼営業本部長就任 平成25年４月　代表取締役社長就任 平成27年６月　代表取締役社長兼管理本部長就任（現任）	11,300株
2	田中　健吉（たなか　けんきち） （昭和21年１月２日生）	昭和46年８月　株式会社マルカワ（当社の旧社名）入社 昭和52年７月　取締役販売部長就任 平成８年６月　取締役退任　当社販売担当部長 平成９年６月　当社取締役販売第一ブロック長就任 平成10年４月　取締役顧客相談室長就任（現任） 平成23年５月　株式会社京都きもの友禅友の会取締役就任（現任）	91,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	桑田 健作（くわだ けんさく） （昭和50年12月26日生）	平成11年３月　当社入社 平成17年４月　営業七部長兼九部長就任 平成19年４月　営業四部長就任 平成22年６月　取締役営業四部長就任 平成25年４月　取締役営業本部長兼営業四部長就任 平成27年４月　取締役営業本部長兼営業三部長兼営業四部長就任（現任） 平成27年５月　株式会社京都きもの友禅友の会取締役就任（現任）	1,700株
4	橋本 和之（はしもと かずゆき） （昭和52年２月５日生）	平成12年３月　当社入社 平成22年４月　営業一部長就任 平成25年４月　営業副本部長兼営業一部長就任 平成25年６月　取締役営業副本部長兼営業一部長就任 平成27年４月　取締役営業副本部長兼営業一部長兼営業二部長就任（現任）	400株
5	三上 明子（みかみ あきこ） （昭和24年６月８日生）	平成６年５月　当社入社 平成17年８月　営業五部長就任 平成19年４月　営業三部長就任 平成22年６月　取締役営業三部長就任 平成27年４月　取締役販売担当部長就任（現任）	3,300株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	石久保 善之（いしくぼ よしゆき） （昭和32年１月17日生）	昭和59年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和63年３月 公認会計士登録 平成13年７月 中央青山監査法人社員登録 平成18年11月 石久保公認会計士事務所開設 平成22年６月 当社社外取締役就任（現任） 平成26年６月 オーデリック株式会社社外監査役就任（現任） 平成26年10月 株式会社シーアールイー社外取締役就任（現任） 平成27年12月 株式会社インタースペース社外監査役就任（現任）	―
7	三原 崇功（みはら たかのり） （昭和44年１月13日生）	平成８年４月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成８年４月 永松法律事務所入所 平成16年４月 三原法律事務所（現 西村・三原法律事務所）開設 平成16年６月 当社社外監査役就任 平成17年３月 株式会社インタースペース社外取締役就任（現任） 平成24年５月 株式会社京都きもの友禅友の会監査役就任 平成27年６月 当社社外取締役就任（現任）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	新任 藤田（ふじた）　一郎（いちろう） （昭和41年２月16日生）	平成２年４月　野村證券株式会社入社 平成13年４月　シダックス株式会社取締役就任 平成14年４月　同社常務取締役就任 平成19年４月　大新東株式会社顧問就任 平成19年６月　同社代表取締役副社長就任 平成20年10月　ビジネスソリューション株式会社設立　代表取締役就任（現任） 平成22年３月　クラウドゲート株式会社代表取締役会長就任 平成22年５月　同社代表取締役会長兼社長就任 平成24年３月　同社代表取締役社長就任（現任）	―

（注）1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者石久保善之、三原崇功、藤田一郎の各氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 取締役候補者の服部雅親、田中健吉、桑田健作、橋本和之、三上明子の各氏は、いずれも当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しているため、取締役として選任をお願いするものであります。
4. 石久保善之氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
5. 三原崇功氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、平成16年6月より11年間、平成27年６月より１年間、それぞれ当社社外監査役、当社社外取締役を務めております。
6. 藤田一郎氏は、企業経営者としての経営全般にわたる豊富な知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、石久保善之、及び三原崇功の各氏との間で会社法第427条第１項に定める責任限定契約を締結しております。また、本議案が原案通り承認可決された場合には、当社は藤田一郎氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約の概要は、次のとおりであります。
・社外取締役として任務を怠ったことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第１項及び同法第425条第１項に定められる金額を上限として、その責任を負います。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役岩片古志郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
岩片（いわかた）　古志郎（こしろう） （昭和16年８月１日生）	昭和35年４月　国税庁職員に任官 平成11年７月　日本橋税務署長就任 平成12年９月　税理士開業 平成24年６月　当社社外監査役就任（現任）	―

（注）1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩片古志郎氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 岩片古志郎氏は、税理士としての専門的知見並びに豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。
4. 岩片古志郎氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
5. 当社は、岩片古志郎氏との間で会社法第427条第１項に定める責任限定契約を締結しております。なお、当該契約の概要は、次のとおりであります。
・社外監査役として任務を怠ったことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第１項及び同法第425条第１項に定められる金額を上限として、その責任を負います。

以　上

株主総会会場ご案内図

場所　　東京都千代田区一ツ橋２丁目１番１号
如水会館　３階「松風の間」



交通のご案内

地下鉄東西線（東京メトロ）竹橋駅下車１ｂ出口……徒歩４分

地下鉄半蔵門線（東京メトロ）神保町駅下車
地下鉄（都営三田線）　〃
地下鉄（都営新宿線）　〃
} Ａ９出口……徒歩３分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。